

## 社外役員の独立性基準

株式会社ワールドホールディングス

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」といい、社外役員候補者を含む)の独立性を判断する基準を以下のとおり定め、社外役員が次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断する。

- ①当社及び当社の子会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者(※1)又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先とする者(※2)又はその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先である者(※3)又はその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に、一定額(※4)を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- ⑤当社グループから一定額(※4)を超える寄付又は助成を受けている者(当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- ⑥当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者)又は当該大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者
- ⑦当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している会社の業務執行者
- ⑧上記②から⑦に過去5年間において該当していた者
- ⑨上記①から⑦に該当する者が重要な者(※5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいう。

※2 第②号において、「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者(又は会社)をいう。

※3 第③号において、「当社グループの主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。

※4 第④号及び第⑤号において、「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。

※5 「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

制定:2021年11月1日